

畜産関係施設貸付事業に係る規程の改正等

令和5年12月11日

(公財) 畜産近代化リース協会
畜産事業部 山中 康宏



目 次

1. 畜産関係貸付事業に係る規程の改正
 - (1) 適格請求書（インボイス）制度対応
 - (2) 業務方法書実施要領等の改正
 - ① 支払期限の利益喪失
 - ② 特定補助金相当額及び
導入促進負担金相当額の返還等の場合
 - ③ 直貸方式の記載

2. 貸付申請等の手続の簡素化

1. 畜産関係貸付事業に係る規定の改正



(1) 適格請求書(インボイス)制度対応

- 当協会のリースは**所有権移転型ファイナンスリース**
- **引渡日（受渡日）の年度または年にリース物件を購入したものととして経理処理（税法上取扱）**
- **引渡（受渡）の年度または年に消費税の一括仕入控除**
- **その後の支払い（年2回）のたびに控除申請する必要なし**
- **附加貸付料は消費税対象ではありません。**

1. 畜産関係貸付事業に係る規定の改正
 - (1) インボイス対応

適格請求書(インボイス)の必要記載事項

① 適格請求書発行事業者の名称及び登録番号

⇒ 貸付契約書および別表1

② 課税資産の譲渡等を行った年月日

⇒ 受渡書の日付

③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

⇒ 貸付契約書別表1

1. 畜産関係貸付事業に係る規定の改正
 - (1) インボイス対応

適格請求書(インボイス)の必要記載事項

- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を
税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
⇒ 貸付契約書別表1
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
⇒ 貸付契約書別表1
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
⇒ 貸付契約書

1. 畜産関係貸付事業に係る規定の改正

(1) インボイス対応

貸付契約書別表 1

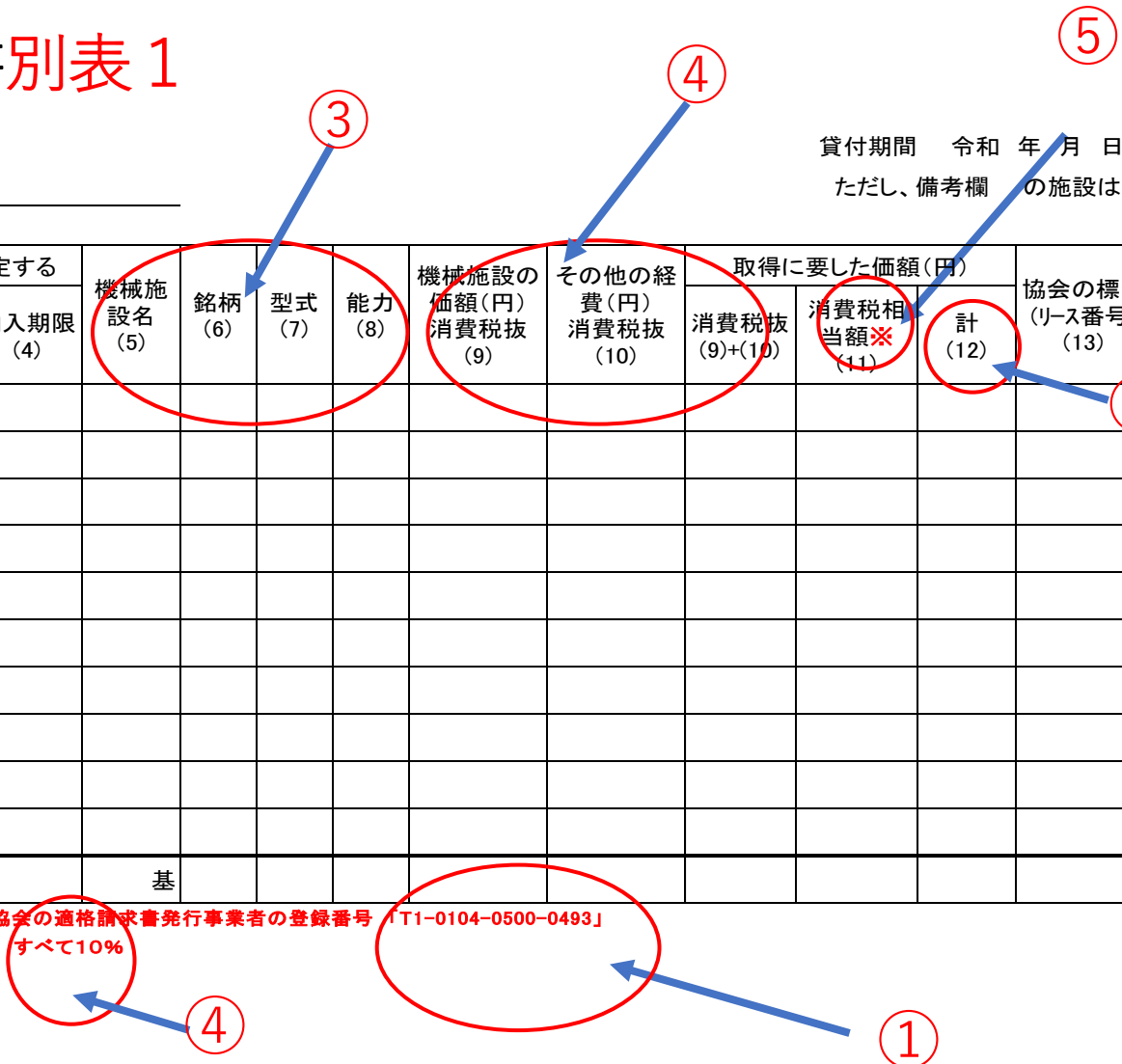
借受者名 _____

貸付期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
 ただし、備考欄 の施設は令和 年 月 日まで

再貸付団体名 (1)	最終借受者名(2)	協会が指定する		機械施設名 (5)	銘柄 (6)	型式 (7)	能力 (8)	機械施設の 価額(円) 消費税抜 (9)	その他の経 費(円) 消費税抜 (10)	取得に要した価額(円)			協会の標示 (リース番号) (13)	販売業者 (14)	備考
		設置場所 (3)	納入期限 (4)							消費税抜 (9)+(10)	消費税相 当額※ (11)	計 (12)			
合計				基											

・ 公益財団法人畜産近代化リース協会の適格請求書発行事業者の登録番号「T1-0104-0500-0493」

・ ※印の消費税相当額の消費税率 すべて10%



1. 畜産関係貸付事業に係る規定の改正

(1) インボイス対応

受渡書 (右側)

2

別紙2 (別記1関係)

検収調書

検収年月日 令和 年 月 日

公益財団法人畜産近代化リース協会
理事長 飯高 悟 殿

検収実施者 (借受者又は最終借受者)
住所又は所属団体・職名
氏 名

印

検収立会人

1 指導立会人 所属団体・職名
氏 名

印

2 納入者 社名・職名
氏 名

印

令和 年度貸付けを受ける施設を、下記のとおり検収しました。

記

検収結果

検 収 場 所					
検 収 施 設	機械施設名				
	銘 柄				
	型 式 [受送乳装置型式]				
	能力・容量・最大積載量 [スー&数及びユニット数]				
	製造番号又は車台番号 [シ&ナン 製造番号]				
検 収 所 見	協会の標示 (リース番号)				
	申請書、カタログ、設計図どおり のものか				
	※新品であるか				
	協会の標示(リース番号)は、間違 いなく表示されているか				
	自動車の登録番号(軽自動車税 に係る市町村ナンバーを含む。)				
	試運転の結果、異常はないか				
納入業者は、機械施設の取扱上 の注意をしたか					
その他					

(注) (1) 検収施設の〔 〕内は、搾乳施設の場合の項目
(2) ※印欄は、中古の貸付施設の場合、中古の貸付施設の貸付要件に適合しているか否かを記入すること。

別紙3 (別記1関係)

受 渡 書

受渡年月日 令和 年 月 日

公益財団法人畜産近代化リース協会
理事長 飯高 悟 殿

納 入 者
(売買契約者)

印

現地納入者

印

公益財団法人畜産近代化リース協会が貸付けする施設を、下記のとおり相違なく受け渡しました。

記

1 受取人

【直接貸付けの場合】	借 受 者 名称・代表者氏名	印
【再貸付けの場合】	借 受 者 名称・代表者氏名	印
	最終借受者 氏 名	印
【再々貸付けの場合】	再貸付団体 名称・代表者氏名	印
	最終借受者 氏 名	印

(注) 再々貸付けの場合は、検収調書及び受渡書の写しを、再貸付団体から借受者に必ず提出してください。

2 機械施設

機械施設名	銘 柄	型 式 [受 送 乳 装置型式]	能力・容量・ 最大積載量 [スー&数及び ユニット数]	製造番号又は 車台番号 [シ&ナン 製造番号]	協会の標示 (リース番号)

(注) [] 内は、搾乳施設の場合の項目

(2) 業務方法書実施要領等の改正

- ① 支払期限の利益喪失**
- ② 特定補助金相当額及び
導入促進負担金相当額の返還等の場合**
- ③ 直貸方式の記載**

1. 畜産関係貸付事業に係る規定の改正
 - (2) 業務方法書要領等の改正

① 支払期限の利益喪失

自己破産等の事例が続発し、破産等申立てから破産等手続開始時まで相当の時間を要する



これまでの破産等手続開始時から破産等の申立て時点で債務を弁済させるよう改正

1. 畜産関係貸付事業に係る規定の改正
 - (2) 業務方法書要領等の改正

② 特定補助金相当額及び 導入促進負担金相当額の返還等の場合

特定補助金等返還、また貸付開始から相当の期間内に補助金が交付されない事例が多発



特定補助金相当額の返還等の場合、借受者(農協等)は協会に特定補助金相当額等の損失額補填を支払う旨を明記

1. 畜産関係貸付事業に係る規定の改正
 - (2) 業務方法書要領等の改正

③ 直貸(ちよくたい)方式の記載方法変更 (導入促進負担リリース)

生産者への直貸方式による補助事業（国・ALIC、関係団体、県単の補助付リリース）について、の増加が想定



申請作業等で具体的な補助事業名を記載せず
「直貸方式事業」とした

2. 貸付申請等の手続の簡素化

- ・申請書はメール提出も可能



- ・都道府県主務課室長 意見書の省略

(実績がある農協等で都道府県が認めた場合)

迅速な審査により、早期の契約締結目指します！

冊子誤植訂正 （「支払期限の利益の喪失」貸付契約書様式）

◆14ページ

○畜産特定補助リース実施要領の改正の概要

(2)①（改正後の第19条）⇒改正後の第18条

◆15ページ

○導入促進負担リース実施要領の改正の概要

(4)①（改正後の第18条）⇒改正後の第19条

お詫びして訂正いたします



最後に

- 貸付申請をする際は、些細なことでも事前にご相談ください。
- 予め、申請書類内容の確認を済ませておくことで、迅速な書類審査が可能です。

貸付事業の原資は、**地方競馬の売上げの一部を活用しています。**
皆様、地方競馬の応援よろしく願いいたします。

